

<p>《全国法院民商事审判工作会议纪要》</p> <p>(法[2019]254号)</p> <p>六、关于证券纠纷案件的审理</p> <p>(一) 关于证券虚假陈述</p> <p>会议认为,《最高人民法院关于审理证券市场因虚假陈述引发的民事赔偿案件的若干规定》施行以来,证券市场的发展出现了新的情况,证券虚假陈述纠纷案件的审理对司法能力提出了更高的要求。在案件审理过程中,对于需要借助其他学科领域的专业知识进行职业判断的问题,要充分发挥专家证人的作用,使得案件的事实认定符合证券市场的基本常识和普遍认知或者认可的经验法则,责任承担与侵权行为及其主观过错程度相匹配,在切实维护投资者合法权益的同时,通过民事责任追究实现震慑违法的功能,维护公开、公平、公正的资本市场秩序。</p> <p>79.【共同管辖的案件移送】原告以发行人、上市公司以外的虚假陈述行为人为被告提起诉讼,被告申请追加发行人或者上市公司为共同被告的,人民法院应予准许。人民法院在追加后发现其他有管辖权的人民法院已先行受理因同一虚假陈述引发的民事赔偿案件的,应当按照民事诉讼法司法解释第36条的规定,将案件移送给先立案的人民法院。</p> <p>80.【案件审理方式】案件审理方式方面,在传统的“一案一立、分别审理”的方式之外,一些人民法院已经进行了将部分案件合并审理、在示范判决基础上委托调解等改革,初步实现了案件审理的集约化和诉讼经济。在认真总结审判实践经验的基础上,有条件的地方人</p>	<p>「全国人民法院民商事审判业务会议纪要」</p> <p>(法[2019]254号)</p> <p>六、証券紛争案件に関する審理</p> <p>(一)証券市場における虚偽記載について</p> <p>会議においては、「証券市場における虚偽記載により引き起こされる民事賠償案件の審理に関する最高人民法院の若干の規定」の施行以来、証券市場の発展には新たな状況が発生しており、証券市場における虚偽記載をめぐる紛争案件の審理が、司法の能力に対して更に高い要求を提示しているという旨が指摘された。案件の審理過程において、その他の学門分野の専門知識の助けを借りて専門的な判断を行う必要のある問題に対し、専門家証人としての役割を十分に発揮させ、案件の事実認定を証券市場の基本的な常識と普遍的に認知され、又は認可されている経験上の法則に適合させ、責任の負担と、権利侵害行為及びその主観的過失の程度とを対応させ、投資者の合法的な権益を的確に保護し、これと同時に、民事責任の追及を通じて違法行為に対する威嚇の機能を実現し、公開された公平かつ公正な資本市場の秩序を保護する必要がある。</p> <p>79.【共同管轄案件の移送】原告が発行者と上場会社以外の虚偽記載行為者を被告として訴訟を提起し、被告が発行者又は上場会社を追加し、共同の被告とするよう申請したときは、人民法院はこれを許可すべきである。人民法院はその追加後に、その他の管轄権を有する人民法院において既に先行して同一の虚偽記載により引き起こされた民事賠償案件が受理されている旨を発見したときは、民事訴訟法の司法解释第36条の規定に従い、案件を先に受理した人民法院へ移送すべきである。</p> <p>80.【案件の審理方法】案件審理方法の面において、伝統的な「案件ごとの立件、別々の審理」という方法だけではなく、一部の人民法院は既に一部の案件の併合審理や、模範判決を基礎とした調停委託などの改革を行っており、案件審理の集約化と訴訟の経済的効率</p>
--	--

<p>民法院可以选择个案以《民事诉讼法》第 54 条规定的代表人诉讼方式进行审理, 逐步展开试点工作。就案件审理中涉及的适格原告范围认定、公告通知方式、投资者权利登记、代表人推选、执行款项的发放等具体工作, 积极协调相关部门和有关方面, 推动信息技术审判辅助平台和常态化、可持续的工作机制建设, 保障投资者能够便捷、高效、透明和低成本地维护自身合法权益, 为构建符合中国国情的证券民事诉讼制度积累审判经验, 培养审判队伍。</p> <p>81.【立案登记】多个投资者就同一虚假陈述向人民法院提起诉讼, 可以采用代表人诉讼方式对案件进行审理的, 人民法院在登记立案时可以根据原告起诉状中所描述的虚假陈述的数量、性质及其实施日、揭露日或者更正日等时间节点, 将投资者作为共同原告统一立案登记。原告主张被告实施了多个虚假陈述的, 可以分别立案登记。</p> <p>82.【案件甄别及程序决定】人民法院决定采用《民事诉讼法》第 54 条规定的方式审理案件的, 在发出公告前, 应当先行就被告的行为是否构成虚假陈述, 投资者的交易方向与诱多、诱空的虚假陈述是否一致, 以及虚假陈述的实施日、揭露日或者更正日等案件基本事实进行审查。</p> <p>83.【选定代表人】权利登记的期间届满后, 人民法院应当通知当事人在指定期间内完成代表人的推选工作。推选不出代表人的, 人</p>	<p>化をおおむね実現している。審判実践経験の真摯な総括を基礎とし、条件を備えている地方の人民法院は個別の案件を選択し、「民事訴訟法」第 54 条に規定されている代表者訴訟の方法をもって審理を行い、試験的業務を段階的に展開することができる。案件の審理における適格な原告の範囲の認定、公告通知方法、投資者の権利の登記、代表者の推薦、執行金額の支給などに係る具体的な業務につき、関連部門・関連方面と積極的に連携し、情報技術の審判補助プラットフォームと常態化、及び持続可能な業務システムの形成を推し進め、投資者の簡便かつ効率的で、透明性が高く低コストな自らの合法的権益の保護の可能性を保障し、中国の国情に適合している証券民事訴訟制度の構築に向けて審判の経験を蓄積し、審判チームを育成することができる。</p> <p>81.【案件の立件登録】複数の投資者が同一の虚偽記載について人民法院へ訴訟を提起し、代表者訴訟の方法を採用して案件に対する審理を行うことができるときは、人民法院は案件の立件登録時に原告が訴状において描述した虚偽記載の数量、性質、その実施日、発覚日、更正日などの時点に基づき、投資者を共同の原告とし、統一的に案件の立件登録を行うことができる。被告が複数の虚偽記載を実施したという旨を原告が主張したときは、別々に案件の立件登録を行うことができる。</p> <p>82.【案件の弁別と手続の決定】人民法院は「民事訴訟法」第 54 条に規定されている方法を採用した案件の審理を決定するときは、公告の公布前に事前に、被告の行為の虚偽記載構成の有無、投資者の取引の方向性と信用取引を誘導した虚偽記載との一致性の有無、虚偽記載の実施日・発覚日・更正日などの案件の基本的な事実につき、審査を行うべきである。</p> <p>83.【代表者の選定】権利登記期間の満了後に、人民法院は指定期間内に代表者の選定業務を完成する旨を当事者へ通知すべきで</p>
---	---

民法院可以与当事人商定代表人。人民法院在提出人选时,应当将当事人诉讼请求的典型性和利益诉求的份额等作为考量因素,确保代表行为能够充分、公正地表达投资者的诉讼主张。国家设立的投资者保护机构以自己的名义提起诉讼,或者接受投资者的委托指派工作人员或者委托诉讼代理人参与案件审理活动的,人民法院可以商定该机构或者其代理的当事人作为代表人。

84.【**揭露日和更正日の認定**】**虚偽記載の発覚と更正**,是指虚偽記載被市場所知悉、了解,其精確程度并不以“鏡像規則”為必要,不要求達到全面、完整、準確的程度。原則上,只要交易市場對監管部門立案調查、權威媒體刊載的揭露文章等資訊存在着明顯的反應,對一方主張市場已經知悉虛偽記載的抗辯,人民法法院依法予以支持。

85.【**重大性要件の認定**】**審判實踐中**,部分人民法法院對重大性要件和信賴要件存在着混淆認識,以行政處罰認定的信息披露違法行為對投資者的交易決定沒有影響為由否定違法行為的重大性,應當引起注意。重大性是指可能對投資者進行投資決策具有重要影響的資訊,虛偽記載已經被監管部門行政處罰的,應當認為是具有重大性的違法行為。在案件審理過程中,對於一方提出的監管部門作出處罰決定的行為不具有重大性的抗辯,人民法法院不予支持,同時應當向其釋明,該抗辯並非民商事案件的審理範圍,應當通過行政復議、行政訴訟加以解決。

ある。代表者を選定することができないときは、人民法法院は当事者との間において、代表者を協議を通じて決めることができる。人民法法院は人選を提出する際に、当事者の訴訟請求の典型性や權益保護請求の割合などをもって考慮の要素とし、代表行為が十分かつ公正に投資者の訴訟請求を表明することができるよう確保すべきである。国家の設立した投資者保護機構が自らの名義をもって訴訟を提起し、又は投資者の委託の下で業務担当者を任命・派遣し、若しくは訴訟代理人へ委託し、案件の審理活動へ参加するときは、人民法法院は当該機構又はこれを代理する当事者を代表者とするよう協議を通じて決めることができる。

84.【**発覚日と更正日の認定**】**虚偽記載の発覚と更正**とは、虚偽記載が市場において知得・理解されることをいい、その正確さの程度は「完全一致規則」を必要とせず、全面性・完全性・正確性の程度への到達は要求されない。原則として、ただ取引市場において監督管理部門の立件調査、権威のあるメディアが掲載した発覚文章などの情報に対する顕著な反応が存在していれば、一方の当事者が主張する市場において既に虚偽記載が知られているという抗弁に対し、人民法法院は法によりこれを支持する。

85.【**重大性要件の認定**】**審判の實踐**において、一部の人民法法院には重大性の要件と信用性の要件に対し、混同した認識が存在している。行政處罰により認定された情報開示の違法行為が、投資者の取引の決定に対して影響を及ぼさなかったことを理由とし、違法行為の重大性が否定されており、この点に注意が払われるべきである。重大性とは、投資者が行う投資の意思決定に対して重要な影響を及ぼす可能性のある情報をいい、虚偽記載が既に監督管理部門から行政處罰を受けているときは、重大性を有する違法行為と考えられるべきである。案件の審理過程において、一方の当事者の提起する監督管理部門の下した処罰決定の行為が重大性を有していないという抗弁に対し、人民法法院はこれを支持せず、

<p>(二) 关于场外配资</p> <p>会议认为, 将证券市场的信用交易纳入国家统一监管的范围, 是维护金融市场透明度和金融稳定的重要内容。不受监管的场外配资业务, 不仅盲目扩张了资本市场信用交易的规模, 也容易冲击资本市场的交易秩序。融资融券作为证券市场的主要信用交易方式和证券经营机构的核心业务之一, 依法属于国家特许经营的金融业务, 未经依法批准, 任何单位和个人不得非法从事配资业务。</p> <p>86. 【场外配资合同的效力】从审判实践看, 场外配资业务主要是指一些 P2P 公司或者私募类配资公司利用互联网信息技术, 搭建起游离于监管体系之外的融资业务平台, 将资金融出方、资金融入方即资用人和券商营业部三方连接起来, 配资公司利用计算机软件系统的二级分仓功能将其自有资金或者以较低成本融入的资金出借给资用人, 赚取利息收入的行为。这些场外配资公司所开展的经营活动, 本质上属于只有证券公司才能依法开展的融资活动, 不仅规避了监管部门对融资融券业务中资金来源、投资标的、杠杆比例等诸多方面的限制, 也加剧了市场的非理性波动。在案件审理过程中, 除依法取得融资融券资格的证券公司与客户开展的融资融券业务外, 对其他任何单位或者个人与资用人的场外配资合同, 人民法院应当根据《证券法》第 142 条、合同法司法解释(一)第 10 条的规定, 认定为无效。</p>	<p>同時にこの者へ釈明権を行使し、当該抗弁が民商事案件審理の範囲に属しておらず、行政再審査や行政訴訟を通じて解決を図るべきである旨を促すべきである。</p> <p>(二)非証券会社信用取引について</p> <p>會議においては、証券市場の信用取引の国家統一監督・管理範囲への組入れは、金融市場の透明度と金融の安定性を保護する重要な内容であるという旨が指摘された。監督・管理を受けない非証券会社信用取引業務は、資本市場における信用取引の規模を盲目的に拡張するだけでなく、さらに、資本市場取引の秩序に容易に影響を与える。信用取引は証券市場の主要な信用取引方法、及び証券経営機構の核心的な業務の一つとして、法により国家特許経営金融業務に属しており、法による許認可を経ずに、いずれの組織・個人も融資業務に違法に従事してはならない。</p> <p>86.【非証券会社信用取引契約の効力】審判の実践から見ると、非証券会社信用取引業務とは主に、一部の P2P 会社又はプライベート・エクイティファンド系融資会社が、インターネット情報技術を利用し、監督・管理体系の外に遊離した融資業務プラットフォームを構築し、資金貸出人、資金借受人(すなわち資金使用者)、及び証券会社営業部の三者を結び付け、融資会社がコンピューターソフトウェアシステムの「二級分倉」機能を利用し、その自己保有資金、又は比較的に低いコストで借り入れた資金を資金使用者へ貸し出し、利息収入を取得する行為を指している。これらの非証券会社信用取引を扱う融資会社が展開する経営活動は、本質的には、ただ証券会社のみが法により展開することのできる融資活動に属しており、監督管理部門の信用取引業務における資金の財源、投資対象、レバレッジ比率などの諸多の面に対する制限を回避しているだけではなく、さらには、市場の理性的ではない起伏に拍車を掛けている。案件の審理過程において、信用取引の資格を法により取得した証券会社と顧客が展開する信用取引業務を除き、その他のいずれの組織又は個人と資金使</p>
---	---

<p>87.【合同无效的责任承担】场外配资合同被确认无效后，配资方依场外配资合同的约定，请求用资人向其支付约定的利息和费用的，人民法院不予支持。</p> <p>配资方依场外配资合同的约定，请求分享用资人因使用配资所产生的收益的，人民法院不予支持。</p> <p>用资人以其因使用配资导致投资损失为由请求配资方予以赔偿的，人民法院不予支持。用资人能够证明因配资方采取更改密码等方式控制账户使得用资人无法及时平仓止损，并据此请求配资方赔偿其因此遭受的损失的，人民法院依法予以支持。</p> <p>用资人能够证明配资合同是因配资方招揽、劝诱而订立，请求配资方赔偿其全部或者部分损失的，人民法院应当综合考虑配资方招揽、劝诱行为的方式、对用资人的实际影响、用资人自身的投资经历、风险判断和承受能力等因素，判决配资方承担与其过错相适应的赔偿责任。</p>	<p>用者との間の非証券会社信用取引契約に対しても、人民法院は「証券法」第 142 条、及び契約法司法解釈(一)第 10 条の規定に基づき、無効と認定すべきである。</p> <p>87.【契約無効の責任負担】非証券会社信用取引融資契約の無効性が確認された後に、融資者が非証券信用取引契約の取決めにに基づき、取り決めた利息と費用の融資者への支払を資金使用者に請求したときは、人民法院はこれを支持しない。</p> <p>融資者が非証券会社信用取引契約の取決めにに基づき、資金使用者の融資の使用により発生した収益の共有を請求したときは、人民法院はこれを支持しない。</p> <p>資金使用者がその融資の使用により引き起こされる投資の損失を理由とし、賠償を融資者に請求したときは、人民法院はこれを支持しない。融資者がパスワード変更などの方法の採択により口座を統制し、資金使用者の速やかな手じまいとストップロスを不能にさせた旨を資金使用者が証明することができ、かつ、これに基づき、これにより被る損失の賠償を融資者へ請求したときは、人民法院は法によりこれを支持する。</p> <p>融資契約が融資者の招き寄せ・勧誘により締結され、その全部又は一部の損失の賠償を融資者へ請求することができる旨を資金使用者が証明することができるときは、人民法院は融資者の招き寄せ・勧誘行為の方法、資金使用者に対する実際の影響、資金使用者自身の投資経歴とリスク判断・受入能力などの要素を総合的に考慮し、融資者が自らの過失に対応する賠償責任を負担するよう判決すべきである。</p>
---	--